

専門委員会

専門委員会運営規則 「連合岡山規約・規程集」より

第2条（目的）

「連合岡山」の諸活動を円滑に推進するために、執行委員会の諮問機関として、必要に応じ専門委員会を設置することができる。

第3条（開催と構成）

1. 専門委員会は、必要に応じ開催する。
2. 専門委員会は、三役、副事務局長、執行委員で構成することとし、人選は事務局長があたり、会長が委嘱する。

【各委員会の名称と議題】

財政・組織専門委員会

- 財政・会計の運営や点検
- 組織体制
- 組織拡大
- 組織活動の企画・立案 など

政治センター幹事会

- 国会・地方議会に関する事項
- 公職選挙活動に関する対策とその推進など

政策専門委員会

- 政策の立案と自治体等への要求・提言など

福祉・教宣専門委員会

- 勤労者福祉の取り組み
- ボランティア・体育・文化活動
- 労働講座、セミナー等の情報提供と実施
- 機関紙・HP など情報の提供

ユースター委員会（青年委員会）

- 青年役員、組合員が連合運動へ参画する機会の創出と拡大
- 青年役員、組合員の人材育成、教育
- 青年役員の交流

女性委員会

- 女性役員、組合員の連合運動への参画および交流機会の創出と拡大
- 女性役員、組合員の人材育成、教育
- 男女平等参画関連の行事の企画・運営

組織拡大チーム会議

- 加盟組織の組織拡大に関する取り組み
- 未組織労働者の組織化に対する取り組み

ジェンダー平等推進会議

- 男女平等参画・ジェンダー平等などに関する活動の企画・立案

中小労働対策委員会

- 中小組織の春闘などの政策
- フェアワーク推進の取り組み など

その他、必要に応じ、設置を行う。